

# 運 営 規 程

居宅介護支援事業所 ささえ

令和6年12月5日改定

# 医療法人社団 愛友会

## 居宅介護支援事業所 ささえ 運営規程

### 第1条 (事業の目的)

この規程は、医療法人社団愛友会が開設する『居宅介護支援事業所 ささえ』(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

介護支援専門員は以下の方針でサービスを提供するものとする。

1. 業務の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 業務の実施にあたっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、より良い在宅生活を営むことができるよう支援するものとする。
3. 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域包括支援センターと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第3条 (事業所の名称)

居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 居宅介護支援事業所 ささえ
2. 所在地 埼玉県北足立郡伊奈町本町1丁目59番地

### 第4条 (従業者の種類、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者1名 (介護支援専門員兼務)  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行う。
2. 介護支援専門員2人以上  
居宅介護支援の提供にあたる。
3. 事務職員1人以上  
事務職は必要な事務を行う。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の休日及び12月30日午後から1月3日までを除く。
2. 営業時間 8時30分から17時30分までとする。  
但し、土曜日は8時30分から12時30分までとする。
3. 連絡体制 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

## 第6条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

1. 居宅介護支援の提供方法は内容は次の通りとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
  - ① 利用者の相談を受ける場所 利用者の居宅または事業所内
  - ② 使用する課題分析票の種類 事業所独自方式
  - ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅または事業所内
  - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
  - ⑤ モニタリングの結果記録 月1回
2. 交通費
  - ①居宅介護支援に要した交通費は実施地域内は無料とする。
  - ②実施地域外は公共交通機関利用の際は実費額、車利用の際は1kmあたり16円を徴収する。（ただし、実施地域を超えた時点から）
3. 解約料  
居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合は介護度の基本費用分とし、国民健康保険団体連合会への給付管理票提出終了後に解約をした場合は無料とする。

## 第7条（通常の事業の実施地域）

伊奈町・上尾市・蓮田市・桶川市とする。

## 第8条（苦情処理）

1. 自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスに関して利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
2. 提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### 第9条（事故発生時の対応）

1. 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して対処の内容を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 第10条（個人情報保護）

1. 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

#### 第11条（虐待の防止）

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通りの措置を講じる。

1. 虐待防止のための指針の整備、研修会を(年1回以上)実施する。
2. 委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見・再発の防止の為の対策を検討する。またその結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
3. 上記措置を適切に実施するため担当者を置く。担当者は管理者とする。
4. 虐待が疑われる事項が発生した場合は、その利用者の地区を担当する地域包括支援センターと市町村に速やかに連絡し、適切な対応をする。

#### 第12条（身体的拘束等の適正化の推進）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

#### 第13条（ハラスメントの防止）

事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場における性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

#### 第14条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提

供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画にしたがい必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。
3. 事業所における感染症の予防および、まん延の防止のための指針を整備する。
4. 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防および、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

#### 第15条（その他運営に関する重要事項）

1. 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - ② 継続研修 年12回以上
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 事業所は、居宅介護支援に関する諸記録を整備し、契約を終了した日から最低2年間は保存するものとする。
5. 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。
6. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人財団 愛友会理事長中村康彦との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和6年12月5日から施行とします。

この規定は、令和6年4月1日から施行とします。

この規定は、令和3年4月1日から施行とします。

この規程は、平成30年4月1日から施行とします。

この規程は、平成27年11月1日から施行とします。

この規程は、平成27年8月1日から施行とします。

この規程は、平成27年1月1日から施行とします。